

原爆症認定集団訴訟を支援する会・長崎

ニュースNO. 20

2010年7月28日発行

長崎市岡町8-20被災協気付 電話095-844-0958

原爆症認定集団訴訟を支援する会・長崎

第2陣・長崎地裁判決、2名勝訴、4名敗訴

7月20日(火)午前10時に長崎中央公園に集合し、判決前集会をおこないました。

そのあと裁判の意義を市民へマイクで訴えながら、森内原告団長、川原副団長、中村弁護団長始め弁護団、熊本、佐賀、広島の被団協と支援者など約80名で地裁まで行進しました。

支援する会では6名全員勝訴を求め、これまでたたかってきましたが、11時の判決言い渡しは2名勝訴、4名敗訴という残念な結果となりました。

11時半からの報告集会(市町村会館)では、中村弁護団長、原弁護団事務局長、宮原全国弁護団事務局長、田中日本被団協事務局長などから説明を受け、判決の内容について評価すべき点も明らかになりました。

この集団訴訟の運動によって、作られた新しい審査基準で18名の原告のうち12名が裁判途中で、すでに認定されています。(のちにその中の4名が裁判を取り下げ、14名の原告団になりました。)

未認定の6人の中で2名が勝訴できたことは我々の勝利であること、認定の難しかった変形性脊椎症や脳腫瘍が認められたということは、被爆者にとって明るいニュースでした。

しかしこの判決ではDS86などによる放射線量の推定には問題があることを認め、厚労省の機械的な認定審査を批判しながら、なぜ近距離被爆の熱傷痕の2名を認めなかったのか、ガン3名を認めなかったのか。

入市の日時や被爆場所の証明、急性症状の有無の確認が難しいのは、65年もたった現在では当然のことであり、原爆投下後の大混乱の中でのできごとを、当事者たちに証明を求めること自体、無理なことです。

本来、法律は弱者を救済するためにあるはずと、会場は怒りでいっぱいになりました。

勝訴した2名の原告も「手放しでは喜べない。6名全員で勝たなかった。」と述べ、敗訴した原告も「残念でしかたない。」と口惜しさをにじませました。



旗出し・中村尚志弁護士



長崎中央公園から地裁まで行進

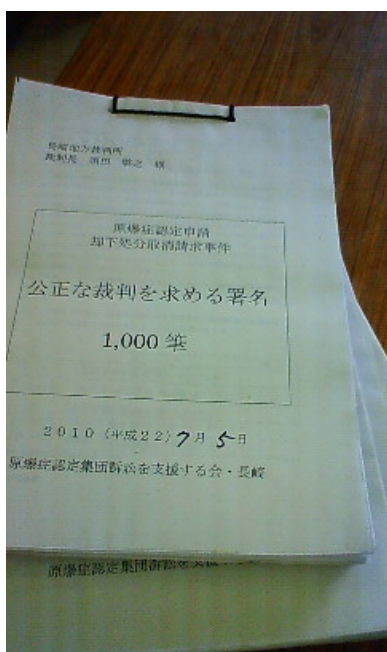


街頭宣伝

7月17日(土)午前11時より正午までJR長崎駅高架広場にて、責任団体は県原水禁で12名、原告1名、被災協9名、原水協2名の計24名が参加し、街頭宣伝をおこないました。

川野浩一・県原水禁議長、山田拓民・支援する会事務局長が交代でマイクを握り、この裁判の意義を訴え、原爆症認定集団訴訟への支援を呼びかけました。

チラシ1,000枚を市民に配布しました。強い日差しの中、若い人たちや高校生などが写真パネルを見て、チラシを受け取る姿が多く見られました。



最後の署名を提出しました！

7月5日(月)、署名3,311筆を長崎地裁へ長尾代表委員、谷口代表委員、山田事務局長で提出しました。これで署名は17,434筆となりました。

これまでのご協力、ご支援に感謝申し上げます。

2陣原告・長崎地裁署名数 17,434筆

(昨年6/30に1万筆、11/16に4,118筆、7/5に3,311筆提出)

原水禁8,926 街宣2,974 被災協1,199 飯塚原水協1,166
 福岡被団協850 ララコープ588 原告団539 武田病院300
 個人会員234 壱岐被爆者の会105 長崎新聞労組62 富山被団協60
 山梨被団協57 新潟被団協50 建交労45 新婦人45 佐賀被団協37
 高教組32 弁護士32 国民救援会30 広島国民救援会30 民医連24
 北海道被団協24 共産党20 証言の会15 兵庫被団協10
 熊本被団協10 秋田被団協10 福島被団協5

7月23日（金）支援する会運営委員・団体会員代表者会議

18時より20時までアマランス会議室にて、運営委員、団体会員代表者19名で会議をおこないました。

谷口代表委員が判決までの多大な支援にお礼を述べ、開会しました。

中村弁護団長より判決の評価、内容について説明を受けました。「判決の総論部分は従前の判決を踏襲し、特に変わらない。6名中4名敗訴で、『不当判決』と旗を出したが、全国弁護団・支援ネット・日本被団協の声明はむしろ積極的な捉え方だった。18名中14名の認定を勝ち取ったのだから、評価はしていいのかもしれない。

ただ長崎という被爆地の裁判所でありながら、熱傷瘢痕を一般の火傷によるものと捉え、放射線起因性を認めなかった。また他3名の急性症状を認めなかったのも、不当な判決だった。」

「現在のところ、控訴の希望者はいないが、再度、個別に確認を取る。第1陣の福岡高裁についても、控訴取り下げを考えている。」

菅政和医師（民医連医師団として医学的な個人別の陳述書を作成、口頭弁論で証言）は「今回、勝訴した原告の変形性脊椎症は被爆者に多くみられ、最近、認定申請をする人が長崎民医連の複数の診療所で増えている。また脳腫瘍は被爆者にとって8番目に多い病名で、放射線影響研究所の論文でも放射線の影響であることが明確に書かれており、認定されると確信していた。」と述べました。

そのあと、これからの長崎の支援する会のあり方について討議しました。

原爆症認定集団訴訟を支援する会・長崎には、団体として支援していくことを目的に加入したので、判決が出て一定の区切りが果たしたら、解散するというのが原則である。

解散の時期としては、基金法で救済される原告の状況がはっきりするまで待つべきであり、弁護団の解散と時期を合わせるのが望ましい。

全国的に支援する会は解散しているが、まだ全国でたたかっているところもあるのだから、その支援はどのようにしていくのか。

組織を解体するのは簡単だが、また集団訴訟が起こったときに再度、組織化するの難しい。せっかくこのような被爆者を支援し、力を発揮してきた組織なので会は閉じて、何らかのネットワークなどで残せないだろうか。

被爆者問題はまだ解決していない。認定申請の滞留問題もある。今また却下が次々と行われている。これまで勝ち取った判決が反映されず、認定審査の基準と乖離している。厚労大臣との協議でしっかり要求し改善してほしい。

支援する会の財産について、今までさまざまな団体、個人に支援してもらったことに感謝し、今度は他団体の運動に募金し支援したい。またある程度は次の運動のために残してはどうか。

基金法による救済の実施、全国の集団訴訟の流れなどを見ていくので、総会の時期は従来どおり4,5月頃になるのではないかと。

最後に長尾代表委員が閉会のあいさつをおこない、会員に判決の中身、この運動の意義、評価、問題点も含めて到達点を、全体で共有する場として、臨時の総会（または集会）を9月ごろ開催し、これからの運動につなげようと述べました。

